番号	必須	授受	保存	確認内容	チェック項目	メモ欄(協議事項を記載する)	備考
						主な確認資料及びその版数/制定日 1. 2. 3. 4. 5.	・同じ確認資料を複数回利用する場合は本メモ欄に記載し、各項目には番号の記載ののみでよい
1	0	0	0	実施医療機関の長等の承諾	・電磁的記録として扱う治験関連文書(範囲)の承諾 □ SOP等、施設の正式文書の記載 □ 実施医療機関の長からの確認 ■ 実務担当者からの確認 ・電磁的記録の交付・受領手段の承諾 □ SOP等、施設の正式文書の記載 □ 実施医療機関の長からの確認 ■ 実務担当者からの確認	(確認資料:) (版番号:)	・治験関連文書(範囲) および手段の承諾は、いずれの方法でも可・外部IRBを利用する場合、IRB-SOP等の記載と契約有無で判断・電磁的記録の範囲、授受手段の詳細はNo.2、No.3に記録
2	0	0	0	電磁的記録として扱う治験関連文書	[統一書式] ■書式01、■書式02、■書式03、■書式04 ■書式05、■書式06、■書式08、■書式09 ■書式10、■書式11、■書式12、■書式13 ■書式14、■書式15、■書式16、■書式17 ■書式18、■参考書式 1、■参考書式 2 [統一書式添付資料] ■実施計画書 ■治験案概要書 ■治験案析要書 ■治験報告書見本 同意・説明文書 ■健康被害の補償に関する資料 ■被験者の補償に関する資料 ■被験者の神質に関する資料 ■ 故験者の神質に関する資料 ■ 汝幹者加募集手順の資料 ■ 安全性等に関する資料 ■ その他()	(確認資料:) (版番号 :) 電磁的授受の実施は可能だが保存は全て紙媒体とする。	・その他は「その他の審議資料」を指す ・統一書式及び添付資料以外の資料については手順対象外 ・IRBでの対応の詳細は、IRB-SOPで確認 ・参考書式2については利用を推奨するものではない
3	0	0		電磁的記録の交付・受領手段	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり し□ e-メール し□ クラウド等システム し□ DVD-R等の記録媒体 し□ その他(● 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号 :) e-メールにて交付・受領する。	・資料により授受の手段が異なる場合はメモ欄に記載 ・用いる予定のある交付・受領手段は全てチェックする ・どの手段を利用してもよいが、それぞれで運用方法が異なる点を注意 ・クラウド等システムを利用する場合はNo.26の調査で確認
4	0	0	0	汎用性のあるファイル形式を利用することの指定有無	○ 手順あり └─ PDF ├─ Word ├─ Excel ├─ PowerPoint └─ その他(○ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号:) Office、PDFファイルを利用する。	・独自ファイル形式は将来的に見読性に問題が生じる可能性があるためリスクを 踏まえた上で採用する必要がある。 ・資料によりファイル形式が異なる場合はメモ欄に記載 ・汎用性のないファイル形式の利用は企業ポリシーで判断 ・長期見読性が確保できるか否かを考慮する

番号	必須	授受	保存	確認内容	チェック項目	メモ欄(協議事項を記載する)	備考
5	0	0	0	電磁的手続きの責任者又は実務担当者の規定有無	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり	(確認資料:) (版番号:)) (版番号:) (版番号・パックアップ・復元:紙媒体を原本とするため不要。	・規定が無い場合、合意した運用をメモ欄に記録 ・作成〜リストアについて、責任者又は実務担当者が必要 ・同一担当者(職名)でも可 ・実施者の規定と必要な教育、教育に基づいた運用が重要 ・独自ルールについてはメモ欄に記載 ex)治験実施中の保存は責任者、治験終了後は実務担当者 ・治験関連文書を受領した治験協力者等から実施医療機関の長や治験責任医師等に交付されていることが検証できるような記録を保存する必要がある ・実施医療機関外組織が提供するクラウド等システムを利用するためバックアップ・リストアの規定がない場合についてはNo.25も参照
6		0		授受の際のファイル名、フォルダ構 造の手順有無	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり ○ 審査管理課 事務連と同一 ○ 施設ルール(詳細はメモ欄) ● 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号:) ファイル名に資料名及びそれを特定するために必要な作成年月日もしくは版数を記載する。	・手順なしを含め、事務連の運用を推奨し標準化を図る
7	0	0		電磁的記録の受領確認記録の対応 有無	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり □ 受領返信メール □ 受領簿の作成(受領者・受領日付・受領内容) □ DVD一R等に添付された鑑に受領印を押し保存 □ クラウド等システムによるログ記録 □ その他(● 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号 :) 受領返信メールもしくは電話にで確認する。	・複数の対応方法がある場合は、それを全て選択 ・どの方法を利用してもよいが、それぞれで運用方法が異なる点を注意 ・クラウド等システムによるログ記録を利用する場合についてはNo.26の調査で確認 認 ・手順がある場合、手順に従った記録状況の確認も重要 ・受領の確認は、宛先間違いや未受領(未開封、休暇等)への対応
8	0		0	保存中の定期的なバックアップ	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり	(確認資料:) (版番号 :) 紙媒体を原本として保存するため不要。	・方法、頻度の適切性は個別に企業ポリシーで判断 ・ 手順がある場合、手順に従ったバックアップ状況の確認も重要 (参考:電子文書の長期保存と見読性に関するガイドライン) 1. 耐用年数
9	0		0	保存中の電磁的記録の保存条件	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり □□ 適切な環境で保存する旨の記載 (湿度、温度、照度) □□ 保存責任者の記載 (責任者又は実務担当者) □□ その他 (● 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号 :) 紙媒体を原本として保存するため不要。	・埃と温度変化の少ない冷暗所を、保存場所としていれば可・DVD-R等はカートリッジ(ケース)保存を推奨・適切性は記録媒体毎に手順の妥当性を企業ポリシーで判断・授受の際の一時保管の場合は適応外
10	0	0	0	電磁的記録のプリンタ等による書面 での出力	● 出力可能 ○ 出力不可能(協議結果はメモ欄)		・必要な際に、実際に印刷できることを示せれば可

番号	必須	授受	保存	確認内容	チェック項目	メモ欄(協議事項を記載する)	備考
11		0	0	電磁的記録を含む秘密保持義務の有無	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり ● 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号:)	・IRB資料等、治験契約前の電磁的記録の取り扱いも重要 ・秘密保持契約を締結するか否かは企業ポリシー
12		0		交付時における機密性確保のため の対応		(確認資料:) (版番号:) 交付時は資料にパスワードを設定する。 別途パスワードを連絡する。	・パスワードはフォルダ毎で可 ・電磁的記録の暗号化、パスワードは情報受領後の漏洩を防止 ・クラウド等システムは、情報への権限者以外のアクセスを防止 ・クラウドシステムの権限設定管理を実施する場合についてはNo.26の調査で 権限設定管理がパリデーションされていることを確認する
13			0	保存時における機密性確保のための対応	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり □ 電磁的記録のパスワード設定等による読み取り制限 □ 電磁的記録の暗号化と解除パスワード設定 □ クラウド等システムによる権限設定管理等 □ 保存責任者によるDVD-R等での管理 □ その他(● 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号 :) 紙媒体を原本として保存するため不要。	・DVD-R等を保存責任者が管理する場合は管理記録が必要・クラウド等システムの権限設定管理を実施する場合についてはNo.26の調査で権限設定管理がバリデーションされていることを確認する
14		0	0	IRB審査時に電磁的記録を利用する 場合の機密性確保のための対応	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり □ 暗号化通信の利用 □ 電磁的記録の閲覧デバイス外へのDL制限 □ 閲覧デバイスのパスワード管理 □ 電磁的記録のパスワード管理 □ 電磁的記録のパスワード設定等による読み取り制限 □ 電磁的記録の暗号化と解除パスワード設定 □ クラウド等システムによる権限設定管理等 □ IRB委員とIRBとの守秘義務契約 □ その他(○ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号 :)	・機密性確保は企業ポリシーで判断するが、過剰な要求はしない ・「手順あり」は、内容や数ではなく実施しているか否かが重要 ・クラウド等システムによる権限設定管理を実施する場合はNo.26の調査で機密性確保がパリデーションされていることを確認する
15			0	電磁的記録を再現不可能な方法で破棄する対応有無	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり □□ DVD-R等用のシュレッダー等での物理破壊 □□ 電磁消去(完全フォーマット等) □ 専門業者にて処理 □□ その他(● 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号 :) 紙媒体を原本として保存するため不要。	

番号	必須	授受	保存	確認内容	チェック項目	メモ欄(協議事項を記載する)	備考
16	0	0	0	電磁的記録の取り扱いに関する教育手順の有無	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり ● 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号 :) 本チェックリストを用いての協議を行う事で電磁的取り扱いに関する教育 とする。	・実務前の教育受講が文書化されていれば可 ・教育内容についてはSOPの内容で可 ・信頼性確保に電磁的記録利用システムを用いる場合は、当該システムの利用 者教育が必要
17	0	0	0	電磁的記録の取扱いに関し、取扱者への教育記録の有無	○ 記録あり● 記録なし(協議結果はメモ欄)	本チェックリストを教育記録とする。	・実施日付、教育内容、対象者が入った教育記録が必要
18	0	0		授受を行う際、改変を防止もしくは検 知できる策を講じる手順の有無	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり □ 電子的にファイルの同一性を確認できる手法 □ 書き込み制限パスワード □ クラウド等システムによるログ記録 □ 資料間を目視で確認できるよう、前後の記録の保存 □ その他(● 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号 :) FIX版を授受する際には資料をPDF化する。	・目視で確認する際は記録の作成又は変更前後の資料保存が必要 ・その他の方法(例示) ハッシュ値(改変の検知) 画像PDF(改変の防止) デジタル署名(改変の検知) ・クラウド等システムのログ記録を利用する場合についてはNo.26の調査で改変 防止もしくは検知できることがパリデーションされていることを確認する
19	0		0	保存中の電磁的記録を改変、消去 した際の事実検証に関する手順の 有無	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり □ 発生毎に記録の作成 □ クラウド等システムによるログ記録 □ 改変前後を目視で確認できるよう、前後の記録の保存 □ その他(○ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号 :) 紙媒体を原本として保存するため不要。	・発生毎の記録の際は、実施日付、実施内容、実施者の記録が必要 ・目視で確認する際は記録の作成又は変更前後の資料保存が必要 ・クラウド等システムのログ記録を利用する場合についてはNo.26の調査で電磁 的記録の改変、消去した際の事実検証が可能なことがバリデーションされている ことを確認する
20	0		0	保存中の電磁的記録をバックアップ する際、データ移行前後で内容に違 いがないことを証明する手順の有無	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり □□電子的に同一性を確認できる手法 □□ パックアップ前後を目視で確認した記録 □□ その他(● 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号 :) 紙媒体を原本として保存するため不要。	・目視で確認する際は記録の作成又は変更前後の資料保存が必要 ・電子的に同一性を確認する場合は、No.26の調査で当該システムのCSVが必要
21	0		0	保存中の電磁的記録を適切に復元 (リストア) するための手順の有無	1. 復元(リストア)の手順あり □□ パックアップからの復元方法 □□ その他(2. 復元前後での内容の同一性に関する手順あり □□ 電子的に同一性を確認できる手法 □□ その他(□ その他(□ 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号 :) 紙媒体を原本として保存するため不要。	・目視で確認する際は記録の作成又は変更前後の資料保存が必要 ・災害等によりバックアップからの復元が不可な場合は、交付者からの再交付と 記録の作成でも可とする ・電子的に同一性を確認する場合は、No.26の調査で当該システムのCSVが必要
22			0	モニタリング、監査並びに治験審査 委員会及び規制当局の調査時に電 磁的記録を直接閲覧させる手順の 有無	O SOP等、施設の正式文書に手順あり □□ ゲストアカウントの付与 □□ アカウント所有者による操作 □□ DVD-R等へ保存したデータの閲覧 □□ その他(O 手順なし(協議結果はメモ欄) ● 該当せず(紙原本で保存)	(確認資料:) (版番号:)	・DVD-R等が閲覧用のコピーの場合は、バックアップ手順に準じ、保存された資料と同一であると確認できることが必要

番号	必須	授受	保存	確認内容	チェック項目	メモ欄(協議事項を記載する)	備考
23	0	0	0	原データを含む文書(書式8, 12-1, 12-2)について、作成責任者の見解を確認できる手順の有無	○ SOP等、施設の正式文書に手順あり し口作成責任者の指示等を記録 し口作成責任者をモーメールの宛先に加える し口クラウド等システムのログより作成責任者の見解を確認 し口その他() ● 手順なし(協議結果はメモ欄)	(確認資料:) (版番号:) (版番号:) (作成責任者が押印し、紙媒体を原本として保存する。	・医療機関内で複数の方法があれば、全て選択 ・クラウド等のシステムログより作成責任者の見解を確認する場合は、No.26の調査で当該システムのCSVが必要
24	0		0	書面をスキャンして電磁的記録として保存する場合、スキャニングに関する手順の有無		(確認資料:) (版番号 :)	・階調・解像度は判読可能であれば可。以RCB256階調、200句程度 ・同一性はスキャン漏れ、見読性等を確認 ・作成する記録は、スキャニングの実施日付・実施内容・作業者・スキャニング後の資料は、一定期間保存する、もしくはシュレッダー処理等、機密性を確保したうえで処分
25	0		0	実施医療機関外の組織が提供する クラウド等システムを利用し保存す る場合		(確認資料:)(版番号 :)	・チェックリスト作成時に契約未締結でも速やかに締結可能であれば可・委託先の管理体制は、実施医療機関側を通じた確認事項・パックアップについて、No.8、No.20を参考に判断・リストアはNo.21を参考に判断・リストアはNo.21を参考に判断・リストのよこを表に判断・クラウド等システムを利用しているのでNo.26の調査で当該システムのCSVが必要
26	0	0	0	実施医療機関にて広く普及している 電磁的記録利用システム以外の電 磁的記録利用システムを構築して 電磁的記録の授受・保存を実施す る場合、当該システムに対するシス テム部門の調査結果	LO 適合 LO 不適合	(システム名:)	・電磁的記録利用システムで担保する要件に応じ、専門担当者が判断する